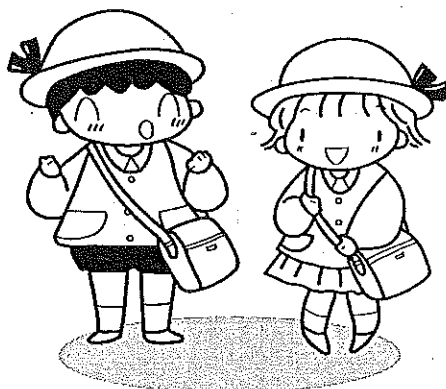


平成28年度



# 保育所等入所案内



北 島 町

## 《目次》

1. 保育所とは（子ども・子育て支援新制度）	
・ 保育所とは……………	1
・ 支給認定とは……………	1
2. 保育所等利用について	
・ 北島町内の保育所利用（入所）の申込みについて……………	2
・ 保育所を利用できる児童……………	3
・ 北島町外の保育所等利用（広域利用）の申込みについて……………	4
・ 利用申込みに必要な書類……………	4
・ 利用承諾と支給認定証の交付について……………	5
・ 保育料（利用者負担額）について……………	6
・ 利用承諾後について……………	7
・ 保護者の出産に伴う利用中児童の継続利用について……………	8
3. 北島町認可保育所のご案内……………	9～14
4. 記入例（様式・添付書類）……………	15～19

## 《各種様式：別紙》

- ・（様式1）保育所等利用申込書 兼 支給認定申請書
- ・（様式2）児童票 I
- ・（添付書類1）就労証明書
- ・（添付書類2）保育を必要とする申立書
- ・（添付書類3）求職活動状況申立書

## 保育所とは

保育所は、保護者の仕事や病気などの理由により保育を必要とするお子さんを、保護者に代わって保育（養護と教育）する通所型の児童福祉施設です。

そのため、「下の子の保育に手がかかるため」「集団教育に慣れさせるため」「遊ぶ場所がないから」というような理由では入所（利用）できません。

## 支給認定とは

平成27年度より「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、幼稚園や保育所等を利用する場合は、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

### ○3つの認定区分

#### 1号認定 教育標準時間認定

満3歳以上で、幼稚園等への入園を希望する場合

**利用先** 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

**申込み先** 幼稚園等に直接申込みを行います。

#### 2号認定 保育認定：満3歳以上

満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

**利用先** 保育所、認定こども園（保育所部分）

**申込み先** 市町村に直接認定を申請します。同時に保育所等の利用申込みを行います。

#### 3号認定 保育認定：満3歳未満

満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

**利用先** 保育所、認定こども園（保育所部分）

**申込み先** 市町村に直接認定を申請します。同時に保育所等の利用申込みを行います。

### ○保育必要量の認定（2号認定・3号認定のみ）

(1)「就労」を理由とする場合：就労時間等に応じて、2つに区分されます。

・「保育標準時間」：最大11時間の利用（これ以上は「延長保育」となります。）

保護者の就労時間の目安：月120時間以上

・「保育短時間」：最大8時間の利用（これ以上は「延長保育」となります。）

保護者の就労時間の目安：月64時間以上120時間未満

但し、以下の条件の場合は、就労時間が120時間未満の場合でも、「保育標準時間」となります。

①往復の通勤時間と就労時間との合計が、1日8時間を超える場合

②通勤時間と就労時間により、保育短時間の利用時間帯である「8：30～16：30」以外の時間帯に保育が必要となることがある場合（シフト等によって変動する場合も同様です）

(2)「就労」以外を理由とする場合：「保育標準時間」に統一されます。

※保育所を利用する場合、「最大11時間及び8時間を自由に利用できる」というものではなく、従来と同様に、保護者の就労時間等の実情に応じて、実際に保育を必要とする時間の範囲内の利用となります。

## 北島町内の保育所利用（入所）の申込みについて

### 1. 平成28年4月1日からの利用を希望する場合

#### (1)申込み方法

○日 時

平成27年12月1日（火）～平成27年12月14日（月）

月曜日～金曜日 8：30～17：15（ただし土曜・日曜・祝日は除く）

○受付場所

“民生児童課”又は“第1希望保育所”

※4月利用については、利用調整により希望の保育所以外に利用決定する場合があります。

※上記の期間以降も、民生児童課にて申込みが可能ですが、上記の期間内に申込みされた方を利用調整した後に、利用枠に余裕がある場合にのみ利用調整いたします。

※緊急の場合（保護者の急な転勤・入院等）を除き、平成28年2月末日までの受付となります。

#### (2)面接と健康診断

平成28年1月26日（予定）

※利用調整ができ次第、利用予定保育所内定と併せて詳細を通知いたします。

### 2. 平成28年5月以降の年度途中からの利用を希望する場合

○毎月1日からの利用開始の申込みを“民生児童課”にて受け付けております。

利用開始希望月の前月15日までにお申込み下さい。

（15日が土曜・日曜・祝日の場合は、前開庁日までにお申込み下さい。）

利用可能な方にのみ、利用開始月の前月16日～20日に電話連絡いたします。

○年度途中利用については、児童の出生後にお手続きください。

○希望月に利用できなかった場合、平成28年度中は引き続き利用調整いたします。

（※平成29年度の利用については、改めて申込みが必要です。）

#### 【上記1. 2. の注意事項】

○育休明けの利用申込みについて

育休明けで就労する場合、職場に復帰する前月1日から、保育所の利用が可能です。

（例：「8月20日」に職場に復帰する場合、「7月1日」または「8月1日」利用開始の申込みが可能です。）

また、育休を繰り上げて保育所を利用する場合、利用開始した月の翌月中には職場に復帰する必要がありますので、ご注意ください。

（例：育休を繰り上げて、5月中に復帰する場合は、4月からの利用申込みが可能です。）

### 3. 利用の申込みに必要な書類

3～5ページの記載内容を確認の上、必要書類を全て揃えて、お申込みください。

## 保育所を利用できる児童

北島町内の保育所を利用できる児童は、次の要件に全て該当する児童です。

### (1)北島町に住民登録され、世帯を有する家庭の児童。

※北島町に転入を予定している場合は、次の要件を満たす児童のみ利用申込みを受け付けます。

- ①転入先住所（アパート等の場合は部屋番号も）が決定していること。
- ②利用日までに、北島町に転入手続きが完了できること。

### (2)児童の保護者（父母）のいずれもが、次のいずれかの事由に該当することにより、児童を保育することができないと認められる場合。

※新制度では、保護者（父母）以外の同居親族が保育できる場合でも、保育所を利用することができます。

※利用調整にあたっては、保護者（父母）以外の同居親族が保育できない場合が優先されます。

保育を必要とする理由	具体的な保護者の状況
就労 (自営業・内職・農業等を含む)	児童の保護者が、家庭外や、家庭内で家事以外の仕事をしている場合。 ※1ヶ月あたり64時間以上の就労していることが条件となります。 (新制度では、1ヶ月あたりの就労時間のみが要件となりました。)
出産	児童の保護者が、出産の前後の場合。 【利用期間：出産予定月の前後2ヶ月ずつ（最長で5か月間）】
保護者の疾病・障がい	児童の保護者が病気や、心身に障がいがある場合。
親族の介護・看護	児童の保護者が、常に、家庭内で病人や障がい者の看護にあたる場合。
災害復旧	火災や地震などの災害により、家庭を破損したため、その復旧にあたる場合。
求職活動	児童の保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っている場合。 【利用期間：最長で利用開始日（利用中の場合は離職日）より3ヶ月間】 ※利用開始日（利用中の場合は離職日）から2ヶ月以内に就労先を決定し、その翌月の10日迄に「就労証明書」を提出した場合は、理由を「就労」に変更した上で、利用期間についても変更されます。
就学	児童の保護者が1ヶ月あたり64時間以上、学校等に就学している場合。 (職業能力開発施設における職業訓練を含む。)
育児休業	児童の保護者が、児童の弟妹の出生後に、「出生児童が1歳に達する月」以内の期間において、育児休業を取得する場合。 ※既に「就労」を理由として、保育所を利用している児童が、同一施設を継続して利用する場合のみ対象です。 ※保護者が職場に復帰した際には、理由は「就労」に変更されます。
その他	町長が認める場合。（虐待・DVのおそれがある場合を含みます。）

(注1) 保育所を利用できる基準に該当し、そのうえ児童に心身に障がいがあると思われる場合、受け入れ体制等を考慮する必要がありますので、申請時及び面接時に必ずお申し出下さい。

なお、児童の発育状態等を正しく理解するために面接を2度行うことがありますので、ご了承下さい。

(注2) 上記の要件によって申込みされても、次のような場合には、利用できないことがありますので、あらかじめご承知下さい。

○申込内容に虚偽があった場合。

○定員に余裕のない場合。（利用調整により希望の保育所以外に利用決定する場合があります。）

## 北島町外の保育所等利用（広域利用）の申込みについて

北島町内に居住されている方が、勤務の都合などにより町外の保育所等の利用を希望される場合は、北島町民生児童課へ利用申込みをしてください。ただし、希望する保育所等がある市町村の保育所と担当部署に、事前に申込みについて確認しておいてください。

※町外の保育所等と北島町の保育所との併願はできませんのでご注意ください。

## 利用申込みに必要な書類

(1)保育所等利用申込書 兼 支給認定申請書（様式1）

(2)児童票Ⅰ（様式2）

(1)、(2)ともに、利用希望児童1人につき、原本が1枚必要です。

(3)保育を必要とすることを証明する書類

利用希望児童1人につき、保護者（父母）それぞれの下表の書類が必要です。

（2人以上を同時に申込みの場合は、兄弟には原本を、弟妹にはコピーで構いません）

保育を必要とする理由		必要な添付書類
就労	会社員・パート	「就労証明書」（※勤務先の証明）
	自営業	「就労証明書」（※事業中心者の証明）と 「保育を必要とする申立書」（※居住地の民生委員の確認）
	内職	「就労証明書」（※委託事業者の証明）と 「保育を必要とする申立書」（※居住地の民生委員の確認）
	農業	「就労証明書」（※主たる農業者の証明）と 「主たる農業者の耕作証明書」（※耕作地の農業委員会の証明）
	家業の手伝い	「就労証明書」（※事業中心者の証明）と 「保育を必要とする申立書」（※事業所所在地の民生委員の確認）
出産	「母子健康手帳のコピー（表紙及び出産予定日記載部分）」と 「保育を必要とする申立書」（※民生委員の確認不要）	
保護者の疾病・障がい	「保護者の診断書」（※医師による療養期間の記載が必要）と 「保育を必要とする申立書」（※民生委員の確認不要）	
親族の介護・看護	「親族の診断書」（※医師による療養期間の記載が必要）と 「保育を必要とする申立書」（※親族居住地の民生委員の確認）	
災害復旧	「罹災証明書」と 「保育を必要とする申立書」（※居住地の民生委員の確認）	
求職活動	「求職活動状況申立書」 （注）就労決定後に「就労証明書」を必ず提出してください。	
就学	「在学証明書」	
育児休業	「育児休業取得期間が記載された通知等のコピー」または 「就労証明書」（※勤務先による育児休業期間の証明）	

※次ページ「(4)保育料算定書類」についてもご確認下さい。

#### (4)保育料算定書類

保育料を算定するために、保護者（父母）それぞれの下表の書類が必要な場合があります。  
（2人以上を同時に申込む場合は、兄弟には原本を、弟妹にはコピーで構いません）

保護者の住所区分	必要な保育料算定書類
平成27年1月1日の住所が北島町内の方	保育料算定書類は不要です。 ※1 ※2
平成27年1月1日の住所が北島町外の方 ※3	「平成27年度 所得課税証明書」 ※4 ※5 （平成27年1月1日の住所地の市町村にて発行）

- ※1 平成26年中の所得が未申告の場合は、所得申告が必要です。  
（配偶者控除を受けている場合は、収入のない控除対象配偶者については、所得申告は不要です。）
- ※2 就労中の方（手伝いを含む）で、勤務先から北島町役場税務課へ「給与支払報告書」が提出されない場合には、収入額にかかわらず、所得申告が必要です。
- ※3 平成28年1月1日の住所が北島町外の場合は、「平成28年度 所得課税証明書」（多くの市町村では、平成28年6月以降に発行されます）を、後日提出していただきます。
- ※4 平成28年9月以降の利用開始を希望する場合は、「平成27年度 所得課税証明書」は不要です。
- ※5 平成27年度入所を待機中の方で、既に「平成27年度 所得課税証明書」を提出している場合（保育所入所申込のために提出している場合に限ります）は、平成28年度当初申込で「平成27年度所得課税証明書」を再度提出していただく必要はありません。該当する方は窓口にてお知らせ下さい。
- ※6 必要に応じて上記に掲げる以外の書類の提出を依頼する場合がありますので、ご了承下さい。

○申告時期及び申告方法については北島町役場 税務課（698-9803）にお問い合わせ下さい。

#### 利用承諾と支給認定証の交付について

※北島町内の保育所の場合について記載しています。北島町外の保育所等は異なります。

##### (1)4月利用開始の場合

1月中旬に利用予定保育所内定の通知後、1月下旬に面接及び健康診断を行い、家庭事情をお聞きし、また必要に応じて実態調査をしたうえで“保育を必要とする”状況を総合的に判断し、「支給認定証」及び「利用の可否」等について3月中旬頃までにご家庭へ連絡します。

##### (2)年度途中利用開始の場合

利用予定保育所内定の連絡後、利用開始までの間に、指定医療機関にて健康診断を行い、利用予定保育所にて面接を受けていただいたうえで“保育を必要とする”状況を総合的に判断し、「支給認定証」及び「利用の可否」について利用開始前月末までにご家庭へ連絡します。詳細については、利用予定保育所内定の連絡時に改めて北島町より連絡します。

## 保育料（利用者負担額）について

平成27年度からは、父母の“町民税の所得割額”の合算により、保育料を決定しています。ただし、祖父母が利用児童又は父母を税の扶養にとっている場合や、祖父母によって生計が維持されていると認められる場合は、祖父母についても合算します。

（※新制度では、“所得税額”ではなく“町民税の所得割額”によって、保育料を決定します。）

○保育料は、利用承諾等と併せて、3月中旬に決定し通知する予定です。

※参照：【裏表紙】平成28年度北島町保育所保育料（利用者負担額）表（予定）

### (1)年齢区分について

平成28年4月1日現在の年齢で算定し、年度途中での年齢区分の変更はありません。

### (2)世帯の課税状況について

保育料を決定するための“町民税の所得割額”については、年度途中の9月から算定対象となる課税年度が切り替わります。

また、階層区分の“町民税の所得割額”は、特別控除・特別減税前の税額で算定します。

○4月～8月分については、平成27年度課税分（平成26年中の所得により課税）より算定します。

○9月～3月分については、平成28年度課税分（平成27年中の所得により課税）より算定します。

### (3)保育必要量の区分について

保育必要量の区分（保育標準時間・保育短時間）ごとに、保育料が設定されます。

### (4)月額について

保育料は月額で決定されています。利用中は児童の出席日数に関わらず、月額の保育料が必要になります。

### (5)納付方法について

保育料は毎月月末に口座振替により納入していただきます。

（月末が土、日、祝日などの閉庁日にあたる場合は、翌開庁日に口座振替します。）

※口座振替できなかった場合、督促状を送付しますので、指定金融機関において速やかに納入してください。

### (6)2A 階層の保育料について

2A 階層の世帯で次に該当する場合は、必要書類を添えて申請することにより保育料が免除となります。

①ひとり親世帯等（別居は除く）（戸籍謄本または児童扶養手当証書のコピー）

②在宅障がい児（者）がいる世帯（児童の扶養義務者に限る）

ア 身体障害者手帳の交付を受けている人（身体障害者手帳のコピー）

イ 療育手帳の交付を受けている人（療育手帳のコピー）

ウ 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者（各証書のコピー）

③その他の世帯（生活保護法に定める要保護者と特に困窮していると町長が認めた世帯）



## 利用承諾後について

(1)保育時間等については、9ページから13ページの各保育所の案内をご参照ください。

(保育所は、日曜日、祝祭日、振替休日、年末年始は、閉所しています。)

(2)利用開始当初の保育時間(慣らし保育)

保育所に通い始める児童は、新しい環境や集団生活に慣れるために、どうしても一定期間

(2週間程度)かかるのが通例ですので、その期間は短い時間での保育となります。

なお、この期間中も保育料については、月額保育料が必要です。

(※転園の場合でも、環境が変わるため慣らし保育は必要です。)

(※実際に利用を開始してから慣らし保育を行うようになります。利用開始日より前に慣らし保育が行われるわけではないことにご注意ください。)

(3)利用申込事項に変更があった場合の届出

家庭の状況(住所・世帯構成・勤務先・保育を必要とする要件等)が変わったときは、必ず利用中の保育所及び民生児童課へご連絡ください。

また、「支給認定証」に記載される要件が変更される場合は、「必要書類」や「申請書」などの提出が必要な場合があります。

(4)利用保育所の変更(転園)

年度の途中での転園は原則認められません。

転園を希望する場合は、新年度の4月入所申込期間内(例年は12月上旬)に転園の申込をおこなってください。

転園できなかった場合は、利用中の保育所を継続利用することになります。

※北島町内の保育所から町外の保育所等へ転園を希望する場合

北島町内の保育所を利用している児童が、町外の保育所等へ転園を希望する場合は、新年度の4月入所申込期間内(例年は12月上旬)に、北島町民生児童課へ利用申込みをして下さい。

この場合についても、希望する保育所等がある市町村の保育所と担当部署に、事前に申込みについて確認しておいてください。ただし、特に4月からの利用申込みについては、通常の利用申込み 비해、利用調整に時間を要するため、年度末にならなければ調整結果が出ないことがありますので、ご注意ください。

(5)利用保育所の退所

年度の途中で利用保育所を退所する場合は、退所を希望する月の15日までに退所届を利用中の保育所へ提出して下さい。

また、退所日については、希望月の末日になります。

## 保護者の出産に伴う利用中児童の継続利用について

保育所は、保護者の仕事や病気などの理由により、家庭で保育することができない児童を、保護者に代わって保育する施設です。

保護者が育児休業中の児童については、家庭で保育することができるため、本来の保育所の利用要件には当てはまりませんが、短期間での環境の変化が児童に与える影響を配慮して、保護者が、「出生児童が1歳に達する月」以内の期間において、育児休業を取得する場合には限り、特例として保育所利用中の児童については、継続して利用することができます。

### 1. 保護者が育児休業を取得する場合

#### (1) 「出生児童が1歳に達する月」以内の育児休業を取得する場合

特例として現在利用中の児童については、継続して利用することができます。

育児休業期間を確認した上で、保育を必要とする理由を「育児休業」に変更しますので、

- ・勤務先発行の「育児休業取得期間が記載された通知等のコピー」または、
  - ・勤務先にて、育児休業取得期間を記載してもらった「就労証明書」を、
- 利用中の保育所まで提出してください。

※書類の提出が無い場合は、継続して利用することができません。

※出生児童の保育所利用申込みを行ったが、利用できなかったために育児休業を延長した場合は、申込みを行った年度中においては、利用中の児童を継続して保育することができます。

#### (2) 「出生児童が1歳に達する月」を超えて育児休業を取得する場合

出生予定日の前後2ヶ月ずつについては、出産を理由として継続して利用することができますが、出産予定日の2ヶ月後の末日をもって退所していただくことになります。

なお、年度末の卒園を間近に控えている児童については、特例として年度末までの利用を認める場合がありますので、必ず事前に民生児童課までご相談ください。

### 2. 保護者が育児休業を取得しない場合

#### (1) 育児休業を取得せずに、仕事を継続する場合

利用中の児童は引き続き利用することが可能ですが、出生児童が認可保育所を利用していない場合、後日「保育状況票」にて出生児童の保育場所・保育方法等を確認いたします。

#### (2) 仕事を辞める場合

出生予定日の前後2ヶ月ずつについては、「出産」を理由として、継続して利用することができますが、それ以降は相当の理由がなければ引き続き利用することはできません。

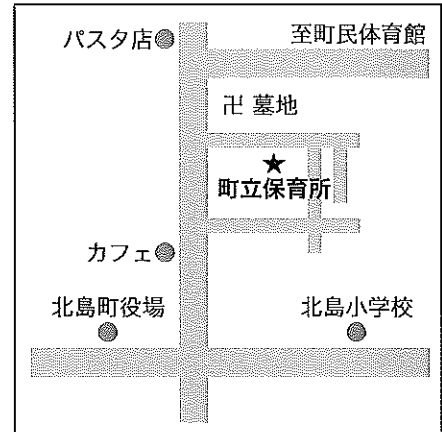
また、保育を必要とする理由を「出産」に変更しますので、出産予定のお子さまの「母子健康手帳のコピー（表紙及び出産予定日記載部分）」と「保育を必要とする申立書」を利用中の保育所まで提出してください。



## 目指す子ども像

- ・元気に活動する子ども
- ・友達と仲良く遊ぶ子ども
- ・心豊かで思いやりのある子ども
- ・人の話をよく聞き、思っていることを話す子ども
- ・自分で考え、意欲的に取り組む子ども

定員	200名
対象児童	満1歳(月初日現在)～4歳児
保育時間	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00 (勤務時間に準じて)
休所日	日曜日、祝・祭日、12月29日～1月3日
給食	3歳児未満は完全給食・おやつ2回有り 3歳児以上は給食(副食のみ、主食費1,000円) ・おやつ1回有り 部分的な除去食も可能 (食品によってはできない場合があります)
特別事業	障害児保育
諸費用	保護者会費(300円/月)



## 心も体も元気な子ども

- ①絵本のある子育てを大切に考え、図書館司書による月1回の読み聞かせや、約1千冊の絵本をそろえ、自由に貸し出しができるようにしています。
- ②子どもたちの食べる意欲や興味を引き出すために様々な食育活動を実践しています。
  - ・子どもたちと一緒に菜園で季節の野菜を作り、収穫の喜びを体験します。
  - ・食事の前にパネルを使って子どもたちと一緒に三大栄養素の分類をして、食の大切さに気付けるようにしていきます。
- ③地域とのかかわり
  - ・デイサービス、幼稚園との交流を行っています。
  - ・保育所見学を、随時受け付けています。(毎週水曜日)

## 年間行事

4月 入所式/三者面談	11月 運動会/内科検診/歯科検診
5月 役員会/保護者会総会	12月 おもちつき/クリスマス会
6月 ぎょう虫検査/尿検査/内科検診/歯科検診	1月 保育参観(生活発表)
7月 プール遊び/七夕まつり/子ども夏祭り	2月 節分/交通安全教室
9月 なし狩り/人形劇観劇	3月 ひな祭り/お別れ遠足/修了式
10月 遠足/いもほり	

★毎月の行事：誕生会・身体測定・避難訓練



社会福祉法人 友愛福祉会  
みどり保育園

〒771-0203

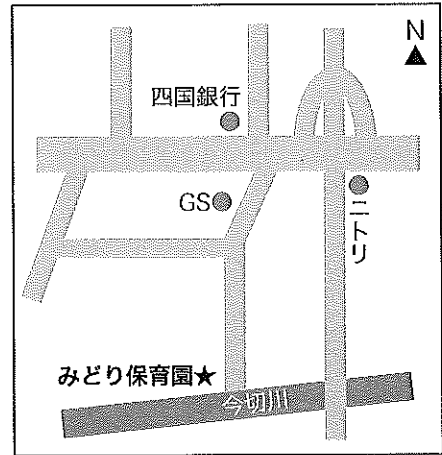
北島町中村字河原1-3  
http://www.infoeddy.ne.jp/mido5075/

TEL 999-50075  
FAX 999-6819

## 保育理念 子ども、保護者、地域を未来につなぐ みどり保育園

【保育理念説明】受容・傾聴・見守りの姿勢。私達は一人一人の子どもを尊重します。地域の一社会資源として、子ども、保護者、地域と同じステージに立ち、同じ目線で未来を見つめ集える場作りをめざします。

定員 70名(北島町35名)  
対象児童 0歳2ヶ月～4歳児  
保育時間 平日 7:00～19:00  
土曜日 7:00～18:30  
(希望保育の時間帯があります)  
完全給食 (3歳児以上は主食費1,000円/月)  
情報提供 ホームページ&ブログ(毎日更新)  
行事DVD貸出  
施設設備 津波避難タワー設置(10m)  
全室床暖房及び冷房設備完備  
諸費用 保護者会費(500円/月)  
絵本2歳～4歳(400円程度/月)  
その他事業 地域子育て支援拠点事業  
一時預かり事業



## 食育 教え込まない食育

- \*食育 子どもたちが遊びや生活のなかで、自然とわかるように。
- \*菜園 年間をとおして園庭で野菜作り。
- \*お米 おいしい品種を厳選購入。ふっくらおいしいご飯。
- \*パン 焼きたてを主食やおやつに準備します。
- \*食器 発達に応じた食器を準備します。
- \*衛生 厨房内は夜間に特殊装置で殺菌、消毒、消臭。

## 年間行事

- |                        |                               |
|------------------------|-------------------------------|
| 4月 入園式/保護者会総会/参観日      | 10月 運動会                       |
| 5月 歯科検診/内科検診/グリーンピース収穫 | 11月 みどりまつり/防犯訓練(3・4歳児)        |
| 6月 ジャがいも収穫/スモモ狩り/個人懇談  | 12月 お餅つき/クリスマス発表会             |
| 7月 プール/バス遠足/お泊り保育(4歳児) | 1月 大根収穫/歯科検診/4歳児園外保育(阿波おどり空港) |
| 8月 プール/高齢者交流           | 2月 総合避難訓練/ジャがいも植え             |
| 9月 敬老会/大根植まき           | 3月 お別れ遠足/卒園式(4歳児)             |

(上記年間行事は、H27年度行事実績です。月日等変更される場合があります)

※保育参加：9月～10月

※お誕生会、避難訓練(火災・地震)・身体測定は毎月実施。

## ホームページ毎日更新 情報満載!

ブログ・園内探検・フォトアルバム・行事特集など

<http://www.infoeddy.ne.jp/mido5075/>

みどり保育園

検索

※見学はお気軽にお越しください。





社会福祉法人 白百合福祉会  
しらゆり保育園

〒771-0201

北島町北村字神屋敷4-2  
shirayurinoikuen@gmail.com

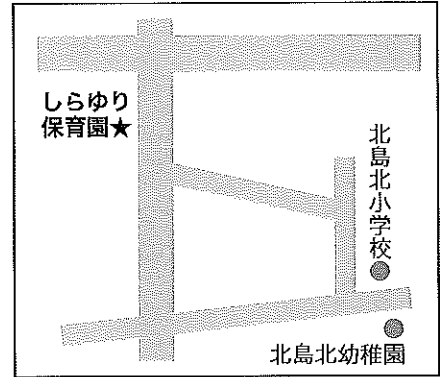
TEL 098-7615

FAX 098-7678

## 保育方針 幼児期は生きる力の土台づくり

- 豊かな心情や好奇心、探究心などを育てます。
  - ・身近な自然の中での活動を十分に楽しんでいます。
  - ・四季折々の楽しい行事を体験します。
  - ・本物に触れる体験を日々の生活の中に豊かに取り入れています。
- 何事にも意欲的に関わることができるたくましい身体を育てます。
  - ・体の隅々まで使ってリズムを行ったり、ロールマットでマッサージを日々しっかり行います。
  - ・楽しく散歩にでかけ、しっかり歩きます。
- 保護者の方が安心して、子育てや仕事ができるよう応援します。

定員 70名  
対象児童 0歳2ヶ月～4歳児  
保育時間 平日 7:00～19:00  
土曜日 7:00～18:00  
休園日 日曜日、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)  
諸費用 保護者会費(500円/月)  
絵本代 1～4歳児 420円/月  
主食費(3歳児以上：1,500円/月)



## 給食 三つ子の健康百まで～幼児期からの食育を

主食は玄米—生産者こだわりの玄米を使用しています。

**まごはやさしい**—旬の野菜を使った、和食中心の体にやさしい伝統食を提供しています。

ま—まめ(豆類)      ご—ごま      は—わかめ(海藻類)      や—野菜  
さ—魚      し—しいたけ(きのこ類)      い—いも(芋類)

- ・化学調味料、添加物を使わず、昆布や鰹節、椎茸でだしをとり、食材そのものの味を生かしています。
- ・無添加自然醸造の調味料を使用しています。      ・アレルギー除去食の対応を行っています。

## 年間行事

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 4月 歓迎会/クラス懇談会       | 11月 おまつりごっこ/焼き芋パーティー/<br>健康診断/リズムの日(0,1歳児) |
| 5月 親子遠足             | 12月 おもちつき/生活発表会/クリスマス会/縁樹訪問                |
| 6月 健康診断             | 1月 敬愛の家慰問/人形劇鑑賞/クラス懇談会                     |
| 7月 七夕まつり/プール開き/個人懇談 | 2月 節分・豆まき/リズムの日(2,3,4歳児)                   |
| 8月 クラス懇談会/おのたしみ会    | 3月 ひなまつり/お別れ遠足/お別れ会/卒園式                    |
| 9月 敬老の日の集い          |  |
| 10月 運動会/お芋掘り        |  |

毎月の行事:(身体計測、避難訓練、お弁当の日) / 内科・歯科検診(年2回)、視力検査(4歳児のみ:年2回)、ぎょう虫検査(年1回)  
育児講座/世代間交流/4歳児は月1回園外保育/年1回保育参加(保護者の方々の都合のよい日に保育に参加していただきます)  
ひとりひとりの誕生日にはみんなでお祝いをする誕生会をしています。

## 情報提供

- ・園だより、クラスだより、給食だより、保健だよりを毎月発行しています。
- ・詳しくはホームページ <http://shirayuri.ergose.com> をご覧下さい。
- ・また、見学はいつでもお気軽にお越し下さい。



社会福祉法人 希望福祉会  
のぞみ保育園

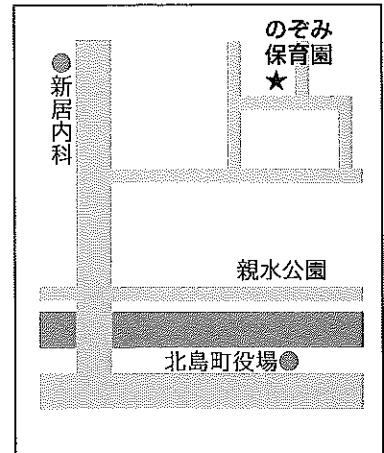
〒771-0207

北島町新喜来字南八里27-1  
<http://www.ans.co.jp/nozomins/>

TEL 0998-80090  
FAX 0998-1351

## 環境

設置・経営主体 (社福) 希望福祉会  
定員 60名  
職員構成 園長、主任保育士、保育士、看護師(常時配置)、栄養士  
対象児童 0歳2ヶ月～4歳児  
開所時間 平日 7:00～19:00  
土曜日 7:00～18:00  
設備・環境 全室床暖房・冷暖房・換気扇・空気清浄器加湿器・除湿器完備・ソーライト(中・四国の保育園では初の設置 ソーライトとは、太陽光を特殊プリズムが追尾し、紫外線を100%カット。照明4～8個分の明るさを自然光で担い、コストダウン・自然環境を考えた製品です。)  
諸費用 保護者会費(500円/月 27年度)  
主食費(3歳以上児：1,500円/月) 絵本代(420円/月)



## 県内で数少ない! 平屋建て

当園は移転増改築計画以来平屋建てにこだわり、子どもの健全育成を全面に考え安全性を第一に、施設アメニティー・暖かみ・ぬくもり等を表現しました。段差が少なく、土に囲まれている、調和する光と彩り、清潔な園舎……。時代が変わろうとも子どもへの姿勢は変わらない。これ一つで当園の子どもに対する気持ちを理解してほしいです。

## 園章

当園の園章は、保育園の子ども達を真ん中に「保護者・地域社会の方々・保育園が三位一体となり、愛情を込めて大切に育てていこう」との思いから平成11年4月、20周年記念の一環として作成されました。これまでに封筒、Tシャツ、ハッピー、提灯、アルバム表紙、卒園・修了証書など幅広く活用されています。

## 年間行事

4月 入園式	11月 おいもほり、内科・歯科検診
5月 こどもの日の集い、親子遠足	12月 おもちつき、クリスマス会(年2回)
6月 内科・歯科検診、新入園児クラス懇談会	1月 保育参観
7月 七夕祭り、ぎょう虫検査	2月 豆まき
8月 阿波踊り会、enjoy day	3月 ひな祭り、入園説明会、お別れ会、卒園修了式、サンドイッチ作ろうday
9月 お月見の集い、親子遠足	
10月 保育参観	

毎月1回 お誕生会、身体測定、避難訓練、お弁当の日(10月～3月)

「保育とは何か?」「子どものために…」を追い求め、開園以来取り組んでいます。そんな当園のこだわり・子どもの健全育成にかける思い・情熱・魂を、その日、その心、肌で感じてほしいです。



めばえ保育園  
社会福祉法人 めばえ会

〒771-0203

北島町中村字前田道添11-6

TEL 698-6554

FAX 698-0128

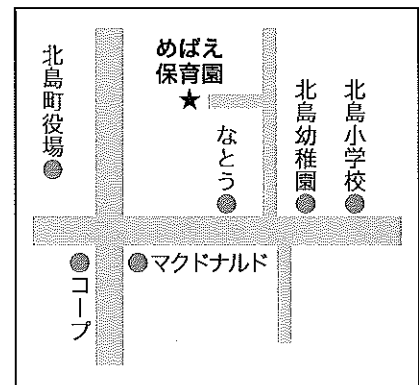
## 保育目標

1. 人の話が聴ける子。
2. 集中して遊べる子。
3. ルールを理解し、守ろうとする子。
4. 思いやりのある子。

## 保育の方針

1. 家庭的にくつろいだ場を用意し、一人ひとりのこどもに丁寧にかかわるように努めます。
2. 規則正しい生活リズム(日課)を繰り返すなかでこどもが生活に見通しを持ち、主体的に行動できるようにします。
3. 子どもが自由に選択できる、豊かな遊びの環境をつくります。
4. 遊びや生活のルールを明快に示し、大人がはっきりとした姿勢で伝えます。
5. 絵本やわらべ唄を通して人の声が心地よいと感じられることを大切にしています。
6. 様々な体験を通して豊かな感性を育て、創造性のめばえを培います。

定員	100名
対象児童	0歳2ヶ月～就学前(5歳児は進級児のみ)
保育時間	平日 7:00～19:00 土曜日 7:30～18:00
休園日	12月29日～1月3日 日曜日・祝祭日
給食	完全給食(3歳児以上 主食費 1,000円/月) 手作りおやつ・離乳食・アレルギー対応食
諸費用	保護者会費 600円/月 絵本代 420円/月(3歳以上児)



## 年間行事

4月 入園式・保護者会総会・5歳児園外保育	11月 歯科検診・内科検診・災害避難訓練
5月 畑の収穫(グリーンピースほか)・ひよこ組懇談会・りす組懇談会・4,5歳児社会見学	12月 こころ感謝の日(生活発表会)・餅つきクリスマス会・防災訓練(防災センター訪問)
6月 内科検診・歯科検診・うさぎ組懇談会 ばんだ組参観/懇談会・きりん組参観/懇談会	1月 ばんだ組食育、硬筆参観 きりん組食育、硬筆参観
7月 夏祭り・笹送り・プール開き・5歳児園外保育	2月 節分の行事
9月 からだ感謝の日(運動会)・冬の野菜種まき	3月 節句の行事・4,5歳児お別れ遠足
10月 立入避難訓練・親子遠足・芋掘り	交通安全教室・5歳児園外保育・卒園式

★毎月の行事：身体測定・避難訓練・4,5歳児わくわくクラブ・5歳児硬筆・3,4,5歳児メロディーキッズお弁当の日 3,4,5歳児のみ(11月～3月/月1回)  
5歳児は、11月より午睡をせず、5歳児だけのカリキュラムがあります。



すみれキッズ  
社会福祉法人  
はぐくみ会

〒771-0206 北島町高房字百屋外30-4  
TEL 0998-55508  
FAX 0998-55517  
<http://www.ans.co.jp/n/hagukumikai/houjin.html>

## 総合幼児教育研究会加盟園

身体と脳と心をきたえよう!! のびる時は 今!

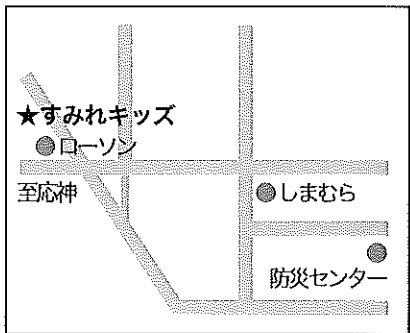
総合幼児研究会とは、人間形成の基礎を固める大事な乳幼児期。人間発達のすべての根本は「脳」。脳を中心に様々な機能(運動能力、知的能力、情操能力)が、お互いに関連し合います。教えるのではなく、子ども自ら無理なく吸収することが望ましく、その成長にふさわしい環境づくりと脳により良い刺激を与えていこうということをねらいとしています。

## 保育方針

人間形成の重要な時期を、整った環境のもと健康と安全に配慮しながら生活習慣を身につけ、明るく積極的に集中力のある子どもに成長することをめざしています。

## 運営方針

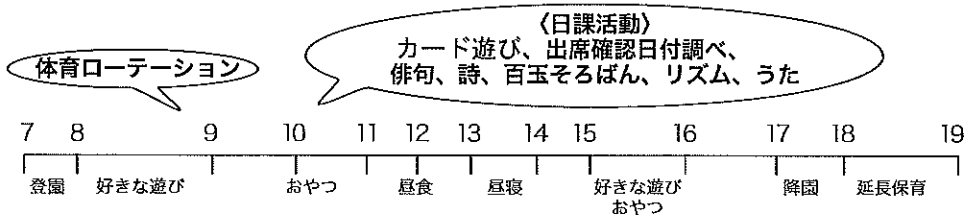
定員 70名  
対象児童 0歳2ヶ月～4歳児  
開所時間 平日 7:00～19:00  
土曜日 7:00～18:00  
休園日 日曜日、祝祭日、年末年始  
特別保育 延長保育・一時預かり事業  
諸費用 保護者会費 (600円/月)  
教材代 (2歳児以上: 400円/月)  
主食費 (3歳児以上: 1,500円/月)



保育サービス

おしぼり・食事用エプロン等は、園で準備します。  
アレルギー除去食(家庭・園・医師との連携)に対応します。

## 園での過ごし方



## 年間行事

- |                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| 4月 入園式         | 10月 運動会                       |
| 5月 親子遠足(予定)    | 11月 お店屋さんごっこ・焼き芋              |
| 6月 健康診断(内科・歯科) | 12月 お餅つき・クリスマス会・保育参観          |
| 7月 七夕祭り・プール開き  | 1月 初詣                         |
| 8月 水遊び・プール遊び   | 2月 節分・生活発表会・健康診断・修了写真撮影       |
| 9月 秋祭り         | 3月 ひな祭り・お別れ遠足・お別れパーティー<br>終了式 |

★毎月の行事：お誕生会・身体測定・避難訓練



**記入例**

**平成28年度保育所等利用申込書 兼 支給認定申請書**

平成 27 年 12 月 10 日

保護者 住所 北島町中村字上地××番地〇〇

(アパート等名) 北島アパート×××号室

北島町長 宛

氏名 北島 太郎



自宅電話 088 - 0000 - XXXX

携帯電話(父) 090 - 0000 - XXXX

携帯電話(母) 090 - 0000 - XXXX

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請児童	氏名	生年月日	性別	障がい者手帳の有無	備考
	(ふりがな) きたじま いちろう 北島 一郎	平成 26 年 5 月 5 日	男・女	有・無	
	認定者番号				

※「認定者番号」については、既に認定を受けている場合のみご記入ください。

①家族の状況

区分	氏名	申請児童との続柄	生年月日	性別	職業・学校等名 (平成28年4月1日時点)	備考
申請児童の家族	(ふりがな) きたじま たろう 北島 太郎	父	明治・大正・昭和・平成 55年 1月 1日	男・女	会社員	別居 単身赴任
	(ふりがな) きたじま はなこ 北島 花子	母	明治・大正・昭和・平成 55年 2月 2日	男・女	公務員	育児休業復帰
	(ふりがな) きたじま よしこ 北島 良子	姉	明治・大正・昭和・平成 24年 3月 3日	男・女	A保育所	
	(ふりがな) きたじま じろう 北島 二郎	弟	明治・大正・昭和・平成 27年 4月 4日	男・女		同時申請
	(ふりがな) きたじま かずお 北島 和夫	祖父	明治・大正・昭和・平成 28年 5月 5日	男・女	会社員	
	(ふりがな) きたじま ひろこ 北島 弘子	祖母	明治・大正・昭和・平成 29年 6月 6日	男・女	無職	入院中
生活保護適用の状況		□有(平成 年 月 日 生活保護開始) ・ □無				
家庭の状況		□ひとり親家庭 ・ □左記以外				

※住民票上の世帯ではなく、同居家族について全員分をご記入ください。(父母については別居している場合もご記入ください。)

②利用を希望する期間、希望する施設名

利用希望施設名	第1希望 A保育所	(希望理由) 姉が通園中
	第2希望 B保育所	(希望理由) 自宅から近い
	第3希望 C保育所	(希望理由) 姉の通園するA保育所に近い
	第4希望 D保育所	(希望理由) 母の通勤途中にある
	第5希望 E保育所	(希望理由) 母の実家に近い
	第6希望	(希望理由)
利用を希望する期間	平成 28 年 4 月 1 日 から 平成 29 年 3 月 31 日 まで	

※「利用を希望する期間」は年度末までで、保育の実施が必要とする理由に該当すると見込まれる期間の範囲内でご記入ください。

※年度当初については、利用希望施設以外に利用決定する場合があります。

※利用希望施設が少ないことを理由として、希望施設への利用を優先することはありません。

○文字は楷書ではっきりと書いてください。なお、□欄については、該当する項目にチェック“☑”を入れてください。

③保育の利用を必要とする理由等

保育の利用を必要とする理由	続柄	保育を必要とする理由	備考
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他( ) <small>・具体的な状況(勤務先、疾病、介護の状況など)をご記入ください。</small> (    ○○会社勤務    1日あたり7.5時間の3交代勤務    ) (    現在は××県に単身赴任中    )	
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他( ) <small>・具体的な状況(勤務先、疾病、介護の状況など)をご記入ください。</small> (    △△市役所勤務    8:30~17:30    ) (    保育所に入所でき次第、育児休業から復帰する    )		
育児休業取得中の場合、その期間		平成 27 年 5 月 31 日 から 平成 28 年 4 月 3 日 まで	
希望する利用時間	利用を希望する曜日		利用を希望する時間(24時間表記)
	<input checked="" type="checkbox"/> 月・ <input checked="" type="checkbox"/> 火・ <input checked="" type="checkbox"/> 水・ <input checked="" type="checkbox"/> 木・ <input checked="" type="checkbox"/> 金・ <input type="checkbox"/> 土		8:00 から 18:00 まで

※「曜日」は利用を希望する曜日にチェック“”を入れ、「時間」は7:00から19:00の範囲(24時間表記)でご記入ください。  
 ※実際の保育の利用時間については、保護者の就労時間等の実情に応じて、必要な範囲内での利用となります。

④施設利用調整に関する確認事項

兄弟姉妹で同時に申請する場合	利用調整を行うにあたっての優先事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 希望順位よりも、同じ施設を同時に利用できることを優先する <input type="checkbox"/> 別々の施設になっても、少しでも希望順位の高い施設を利用できることを優先する
	1人だけ利用可能になった場合
申請児童の弟妹の保育状況	<input type="checkbox"/> 1人だけでも利用する。(※後日、利用できなかった児童について保育状況を確認します) <input checked="" type="checkbox"/> 全員が同時に利用できるまで待つ ( ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 同じ施設を同時に利用できるまで待つ <input type="checkbox"/> 別々の施設でもよい ) <input type="checkbox"/> 全員が同時に利用できない場合は申請を取り下げる
	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設を利用 <input type="checkbox"/> 事業所内保育施設を利用 <input type="checkbox"/> 自宅で父母以外の親族が保育 <input type="checkbox"/> 自宅以外で父母以外の親族が保育 <input type="checkbox"/> 自営業などで就労しながら保育 <input type="checkbox"/> その他(具体的に: )

※「申請児童の他に就学前児童がいない」・「兄弟姉妹が、認可保育所や幼稚園を利用中(利用予定)」等、上記の確認事項に該当しない場合は、記入の必要はありません。

⑤税情報の提供等に当たっての同意欄

<ul style="list-style-type: none"> <li>・北島町が施設型給付費の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者及び同居親族を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、施設等に対して提示すること。</li> <li>・虚偽の届出をした場合や、記入事項に事実と相違する内容があった場合、利用承諾が取消になることがあること。</li> <li>・記載事項に変更があった場合、利用前、利用後に関わらず連絡すること(届出が必要な場合があります)。</li> <li>・年度当初における支給認定については、認定事務等が集中し審査に時間を要することから、3月中に通知すること。</li> <li>・記入事項について、確認のため保護者及び勤務先等に連絡することがあること。</li> </ul>
以上の事項について、同意します。 <span style="float: right;">保護者氏名:    北島 太郎    (印)</span>

↓ここから下は記入の必要はありません。

\*北島町記載欄

受付年月日	平成 年 月 日	認定区分	□2号・□3号 (□標準時間・□短時間)
認定の可否 (否とする理由)	□可・□否		支給(利用)期間
支給(入所)の可否 (否とする理由)	□可・□否	入所施設名	
		備考	

(保護者記入欄)

## 記入例

## 就労証明書

就労者 住所： 北島町中村字上地××番地〇〇 北島アパート××号室  
 氏名： 北島 花子 (児童との続柄： 母 )  
 児童 氏名： 北島 一郎 (生年月日：平成26年 5 月 5 日)  
 氏名： 北島 二郎 (生年月日：平成27年 4 月 4 日)  
 氏名： (生年月日：平成 年 月 日)

(事業所記入欄) ※ここから下は事業所にて記入してください。

勤務先名称	△△市役所	勤務先電話番号	△△△-〇〇〇-××××
勤務先住所	△△市×× 〇〇番地□□		
勤務時間 (シフト制の場合、 1週間の平均的な 勤務時間を記入 してください。)	月曜日	8時30分～17時30分(実働8時間)・休日	
	火曜日	8時30分～17時30分(実働8時間)・休日	
	水曜日	8時30分～17時30分(実働8時間)・休日	
	木曜日	8時30分～17時30分(実働8時間)・休日	
	金曜日	8時30分～17時30分(実働8時間)・休日	
	土曜日	時 分～ 時 分(実働 時間)・ <b>休日</b>	
勤務日数	週 5 日勤務で1ヶ月およそ 20 日勤務(月4週計算)		
雇用年月日(予定含む)	平成 18 年 4 月 1 日 ( <b>雇用中</b> )・雇用開始予定)		
就労時の給与等の有無	<b>有</b> ・無(給与等が無い理由： )		
育児休業の取得(予定含む)	無・ <b>有</b> (平成 27 年 5 月 31 日から平成 28 年 4 月 3 日)		
通勤方法	<b>車</b> ・バス・汽車・他( )	通勤時間	家から約 20 分
業務内容	<b>事務</b> 営業・作業員・整備士・接客 販売員・運転手・外交員・美容師 看護師・介護職・保育士・農業・内職 他( )	雇用形態	<b>常勤</b> 非常勤・パート・派遣社員 契約社員・自営業・内職・手伝い 他( )
特記事項	第2・第4金曜日は休日		

- ・勤務時間等については、事業所の就業規則(又は契約)に基づく内容を記入してください。
- ・記入内容を訂正する場合、修正液等を使用せず、訂正箇所を二重線で抹消した上で訂正印を押印してください。
- ・後日、給与支払報告書や所得申告書等と照会することがありますので、事実と相違ないように証明してください。(※不明な点がありましたら、事業所へ照会させていただく場合があります。)
- ・父母各々に1枚提出してください。

上記のとおり就労している(就労予定である)ことを証明いたします。

北島町長 宛

平成 27 年 12 月 3 日

証明者 所在地 △△市×× 〇〇番地□□

事業所名 △△市役所

代表者名 〇〇 〇〇



(連絡先： △△△ - 〇〇〇 - ×××× )



## 記入例

## 求職活動状況申立書

私の求職活動状況について、以下のとおり申し立てます。

保育所の利用（継続利用）にあたり、保育所利用開始日（利用中の場合は離職日）より2ヶ月以内に“1ヶ月に64時間以上の就労”をすることを決定し、その翌月の10日までに「就労証明書」を提出することを条件として、保育所の利用（継続利用）を希望します。

なお、期日までに「就労証明書」が提出できない場合、提出期日の月末をもって保育所を退所することに異議を申し立てることはありません。

北 島 町 長 宛

平成 年 月 日

申立人 住 所：北島町中村字上地××番地〇〇 北島アパート×××号室  
 氏 名：北島 花子 (印) (児童との続柄： 母 )  
 児 童 氏 名：北島 一郎 (生年月日：平成26年 5 月 5 日)  
 氏 名：北島 二郎 (生年月日：平成27年 4 月 4 日)  
 氏 名： (生年月日：平成 年 月 日)

## ○求職活動状況

前職の勤務期間 (分かる範囲で ご記入ください)	<input checked="" type="checkbox"/> 平成21年 4 月不明日から平成26年 1 月31日まで勤務 <input type="checkbox"/> 勤務していなかった
前職の退職理由	<input type="checkbox"/> 希望退職 <input type="checkbox"/> 契約期間満了 <input type="checkbox"/> 解雇 <input type="checkbox"/> 閉業、倒産、事業所閉鎖など <input checked="" type="checkbox"/> 出産、育児のため <input type="checkbox"/> その他 ( )
求職活動の状況 (複数回答可)	<input checked="" type="checkbox"/> 現在、ハローワークに通っている <input checked="" type="checkbox"/> 現在、企業の面接を受けている <input type="checkbox"/> 現在、インターネットや求人情報誌等で求人情報を見ている <input type="checkbox"/> 保育所入所後から求職活動を開始する予定 <input type="checkbox"/> その他 ( )

※求職活動を理由として保育所を利用する場合、利用可能な期間は最長で3ヶ月間です。

## 平成28年度北島町保育所保育料（利用者負担額）表（予定）

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		保育所保育料（利用者負担額）（月額）				
階層	区 分 内 訳	保育必要量 の認定	年齢区分（4月1日時点の年齢）			
			3号認定		2号認定	
			0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	・ 保育標準時間	0	0	0	0
		・ 保育短時間	0	0	0	0
2A	市町村民税非課税世帯であり、次にかかげる世帯 ※	・ 保育標準時間	0	0	0	0
		・ 保育短時間	0	0	0	0
2B	市町村民税非課税世帯	・ 保育標準時間	8,000	8,000	5,000	5,000
		・ 保育短時間	8,000	8,000	5,000	5,000
3A	市町村民税の所得割額が48,600円未満であり、次にかかげる世帯 ※	・ 保育標準時間	16,000	16,000	13,000	13,000
		・ 保育短時間	15,800	15,800	12,800	12,800
3B	市町村民税の所得割額が48,600円未満	・ 保育標準時間	17,000	17,000	14,000	14,000
		・ 保育短時間	16,800	16,800	13,800	13,800
4	市町村民税の所得割額が48,600円以上～97,000円未満	・ 保育標準時間	27,000	27,000	24,000	24,000
		・ 保育短時間	26,600	26,600	23,600	23,600
5	市町村民税の所得割額が97,000円以上～169,000円未満	・ 保育標準時間	40,000	35,000	30,000	25,000
		・ 保育短時間	39,400	34,600	29,600	24,600
6	市町村民税の所得割額が169,000円以上～301,000円未満	・ 保育標準時間	50,000	42,000	30,000	25,000
		・ 保育短時間	49,200	41,400	29,600	24,600
7	市町村民税の所得割額が301,000円以上～397,000円未満	・ 保育標準時間	60,000	52,000	30,000	25,000
		・ 保育短時間	59,000	51,200	29,600	24,600
8	市町村民税の所得割額が397,000円以上	・ 保育標準時間	60,000	52,000	30,000	25,000
		・ 保育短時間	59,000	51,200	29,600	24,600

※ 次にかかげる世帯……「ひとり親世帯」「在宅障害児（者）のいる世帯」「その他の世帯」

（注）上段は「保育標準時間認定」、下段は「保育短時間認定」の保育料（利用者負担額）を示しています。

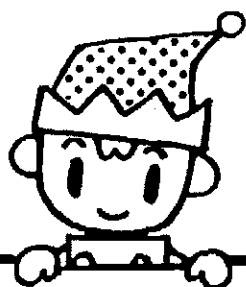
### 【国の保育料軽減制度】

同一世帯から2人以上の就学前児童が、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している児童も含め、同時に利用している場合、年齢が高い順に2人目が半額、3人目以降については無料に軽減されます。

### 【多子世帯の保育料軽減制度】

「18歳未満の児童が3人以上いる世帯」のうち「就学前児童の兄弟がいない世帯」については、第3子以降にあたる児童（0～2歳児に限ります）の保育料が半額に軽減されます。

なお、就学前児童の兄弟がいて、すでに軽減を受けている場合は、対象外となります。



保育所の入所についてのお問い合わせは

民生児童課または保育所へ

**北島町役場民生児童課(1F)**

<http://www.town.kitajima.lg.jp/>

**☎698-9802**

